



2026年3月4日

各 位

会 社 名 TOYO TIRE株式会社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 清 水 隆 史
(コード番号：5105 東証プライム)
問 合 せ 先 執行役員 延 澤 洋 志
コーポレート統括部門管掌
(TEL (072) 789-9100)

業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

TOYO TIRE 株式会社（本社：兵庫県伊丹市、社長：清水隆史。以下「当社」という。）は、今般役員報酬制度の見直しを行い、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入及びその内容について決定いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的

現在、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する報酬制度は、固定報酬としての基本報酬、株式報酬及び短期・中長期の業績連動報酬（業務執行取締役に限る。）で構成されています。

今般、当社の中期経営計画に定める業績目標の達成及び中長期的な業績の向上による企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主利益との連動性及び業績連動性をさらに高めることを目的として、当社の役員報酬制度の見直しを行い、新たに本制度を導入することを決定いたしました。

本制度においては、当社の取締役（社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して、当社の普通株式の割当て及び納税資金確保のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、2026年3月27日開催予定の第110回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）において、かかる支給をすることにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役の報酬等の額は、2025年3月26日開催の第109回定時株主総会において、年額900百万円以内（うち社外取締役分は年額100百万円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とする旨及び当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は取締役の報酬枠の範囲内で、年額250百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とする旨ご承認をいただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を上記譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬枠の範囲内にて新たに設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

今般、新たに導入する報酬制度は、中期経営計画で採用した1乃至複数の業績指標その他当社の取締役会があらかじめ定める業績目標の達成度に応じて当社の普通株式及び納税資金確保のための金銭を交付する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度です。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、納税資金に充当することを目的として一

部を金銭にて支給します。

本制度は原則として中期経営計画期間である5事業年度の業績評価期間における業績目標をあらかじめ取締役会において決定し、その業績目標の達成度合いに応じて、業績評価期間終了後に当社の普通株式及び金銭を交付いたします。本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権（当社の普通株式の付与のために支給する金銭報酬債権及び納税資金確保のための金銭の支給を含む。）の総額は、年額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、業績評価期間終了後に発行又は処分する当社の普通株式の総数は年200,000株以内といたします。なお、当初の業績評価期間は、2026年12月期から2030年12月期までの5年、業績評価指標は、TSR（株主総利回り）及び当社の中期経営計画の業績指標のうち当社の取締役会が定める指標とすることを予定しておりますが、当初の業績評価期間終了後も、本株主総会で承認を受けた範囲内で、本制度の実施を継続できるものといたします。

本制度に係る各対象取締役への具体的な支給時期及び内容については、業績評価期間中の各事業年度における取締役会において決定いたします。また、本制度に基づく1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値とする。）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

なお、本制度においては、対象取締役の勤務期間に関し対象となる期間中に、対象取締役が正当な理由により退任した場合（退任と同時に当社の取締役又は取締役を兼務しない執行役員のいずれかの地位に就任又は再任する場合及び死亡により退任する場合を除く。）、一定の組織再編等に関して承認された場合、対象期間開始後株式交付日までに対象取締役が死亡により退任した場合、当社の普通株式の発行又は処分に係る取締役会決議の日に対象取締役が国内非居住者である場合等、一定の場合には、当該対象取締役又は予め定める手続に従い権利を承継する者に対して、本株式の発行又は処分に代えて、金銭を支給いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」という。）、当社の普通株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当社の普通株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします（ただし、対象取締役が当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給を受ける時点において、当社の取締役その他当社の取締役会が定める役職のいずれの地位にもない場合はこの限りではない。）。

当社の普通株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

本制度による納税資金確保のための金銭の交付に当たっては、譲渡制限の解除を条件として（ただし、対象取締役が金銭報酬債権の支給を受ける時点において、当社の取締役その他当社の取締役会が定める役職のいずれの地位にもない場合はこの限りではない。）、現金を支給することといたします。

なお、本制度においては、対象取締役のほか、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、対象取締役に對するものと同様の制度を当社の取締役会決議により導入する予定です。

以上